

若越郷土研究

42の3

是時名と散田 (一)

——西福寺文書「年末詳二月二八日付
是時名・久延名作職重書をめぐって」——

寺下 一 義

はじめに

中世の散田は、名に結ばれない新開田や破片的田地、あるいは名主の没落・逃散などで解体した名田と考えられている。散田はまた浮名・浮免・間田と同一視されることもあるが、いずれも公事の負担義務がない年貢一色の田であることから、公事免・一色田（地子田）とも言われ、免田の範疇に属した。さらに勧農の時、土地を割り付けて請作させるという意味で、散田の語が動詞的に用いられる

寺下 是時名と散田

こともあった¹⁾。このように存在形態や負担内容などによって種々の名称で表現される散田は、時代のみならず地域によっても異なる性質を帯びたであろうことは容易に想像される。しかし、同じ地域内の散田でも、把握の仕方が著しく食い違う場合がある。周知のように越前国織田庄（福井県丹生郡織田町）では、散田を名の解体を示す庄園領主直属地としたり、逆に名の構成要素としたり、見解は鋭く対立している²⁾。本稿では、散田のかかる多様性を念頭に置きつつ、越前国野坂庄櫛河（川）郷原（福井県敦賀市原）にあった西福寺領³⁾の是時名を取り上げ、室町時代の散田がいかなる特性を持つ土地だったのか、名内でのどのような役割を担っていたのか、寺領形成の背景を探る中で検証を試みたい。

一 重書

是時名がいつ成立したか定かではないが、応永五年（一三九八）五月一日、西福寺開山良如⁴⁾は是時名の名主職を同寺に寄進している。

寄進 西福寺

越前国野坂庄櫛河郷内是時名々主職事

合名名者

右名田者、良如相伝之地也、而為先考先妣往生極樂増進仏果、限永代一円不輸、所令○西福寺也、然者更不可有他妨也、仍為後証之状如件、

応永五年五月一日 良如（花押⁵⁾）

（傍点引用者、以下同）

当時、良如は五五歳、西福寺を開創して三〇年後のことであった。ところがその後、是時名をめぐって楽音寺との間で相論が起った。相論は、すでに文安元年（一四四四）以前より始まっていたと考えられる。同年四月一三日に敦賀郡代と見られる甲斐久衡⁶⁾、翌二年（一四四五）七月一日には越前国守護代甲斐常治より裁決が下ったが、いずれも西福寺の主張を認めるものであった。この裁決前後に書かれたと推定される地頭山内将経の書状、および是時・久延両名の作職改替に関する覚書を一紙に納めた文書が西福寺に所蔵されている。

〔編集者註〕
「両名の定書」

是時・久延名作職得替事^{通用両名之契状也}
(イ)此原名之事は、如法^儀なんき^儀二候へとも、

始而申され候上、又連々等閑も寺家の事なく候之間、きしん状を遣候。巨細之段よく申され候へく候、作人方なにと申候とも、それよりはからハレ、寺へさたしつけられ候へく候、あなかしく、

二月廿八日

将経

小かわとのへ

(回)馬の大夫(往古之)作職にて候とも、地頭としてとりはなし、寺家へつけられ候上ハ、違儀なく候、況や(中古)わひ事ニより候やらん、さくしきをあつかり、不法之儀ニよりちくてんの上ハ、むかしのことく又法式をおかれ、向後望ミお成すましきうけ文を出し、地下へ安堵せしめ候様ニ見へ候歟、

(イ) 是時名作職事ハ

上古より散田と見へ候、康暦元年二八十三人してもち候、応永卅二八人してもち候、其上楽音寺と相論候、源ハ作職を彼門前ニあつけ置候ニより、雑米等ニ重畳之不足を申出し、自専せしむるニより、濃州より奉書を成され、作職を改替すへきよし、那代下知ニより知行全する事に

て候、(同)朋不足を存し申され候とも、ゆめく承引申ましき事にて候よし、

この重書で看過できない箇所が、(イ) (a)である。単純に解釈すれば、作職を複数の百姓に持たせることを「散田」と言っているようである。あるいはこれは、地頭や名主と百姓層との散田請作関係を表しているのであろうか。では「散田」でできる土地とはどのような土地であったのか、是時名を形成している名耕地の特性を明らかにすべきと考えるが、まず先行学説について検討を加えたい。

二 先行学説に対する疑問

(一) 「散田名」説

阿部猛氏は、当該箇所について、西福寺が是時名の散田名化にともない、一三人ないし八人の百姓に地子田として請作させたと説明される。散田名は「於散田名者、為公方所被

点置之名田也……於此名等者、不宛公事之条勿論也」、あるいは「公方散田名事、有未進皆済者、可返付本主」と言われるように、名主の未進・逃散などによって庄園領主が差し

押さえた状態にした名であり、ふつう領主直属地として地子のみの一色田となったものである。また未進分の皆済により、本主に返還されることもあった。要するに散田名とは、

名主の没落などを契機とした庄園領主による公事取換機能の一次的停止措置なのである。しかし、先の良如寄進状からも分かるように、西福寺は是時名の名主職所持者であつて、「公方」すなわち庄園領主や守護ではない。名主の立場にある西福寺が公事・夫役を除いて地子田となし、請作させることは許されなかつたはずである。また康暦元年(一三七九)や応永三二年(一四二五)前後、西福寺やそれ以外の名主が貢租を未進したり、逃散したりしたという事実も確かめられない。したがつて、(イ) (a)は散田名の状態を伝えるものではない。

(二) 「散田支配」説

松浦義則氏は、(回) (イ)を西福寺が自らの主張を記した覚書とした上で、次のような散田支配説をたてられている。

① 作職とは「作手に系譜を持つ事実上の年貢納入者の権利」であり、その改替は

地頭でさえも「如法なんき」と言わざるを得ない安定した権利であった。

② (イ)―(a)について……作職を改替した耕地は、散田としての支配を行うことができない。「西福寺が作職改替と散田支配を主張するのは言うまでもなく、作人の耕作権あるいは年貢請負を不安定なものに止めることにより」、増内徳分収取をはかるためであった。

③ (イ)―(b)について……西福寺が「魅力ある散田支配」を断念して作職を預けなければならなかった理由は、西福寺が名主として、公事とりわけ夫役を果たす必要があったからである。

作職や公事については後述することとし、ここでは散田支配説そのものに疑問を呈したい。

まず②であるが、(イ)―(a)のどこにも、散田支配のために作職を改替したというような趣旨の文言はない¹⁵⁾。また②が、康暦元年(一三七九)、西福寺は作職改替によって散田支配を行っていたとの認識にたつものならば、明らかに誤りである。西福寺が是時名の名主職

寺下 是時名と散田

を所持したのは、先述のごとく応永五年(一三九八)のことである。したがって、康暦元年(一三七九)以前、西福寺は名主として公

事を負担するために作職を預ける必要などなかった。作職を預けない以上、改替することもまたできない。さらに、応永三二年(一四二五)においても、作職改替による散田支配が実施されていたと言うのであれば、一体この時、公事とりわけ夫役はいかなる方法によって果たされていたのであろうか。言い換えれば、散田支配を行う一方で公事を負担することができたのであれば、始めから理想とする散田支配なるものを貫徹すればよかったのであり、作職を預ける理由などなかったではないかということになる。これに対し、③で言うように、作職を預ければ公事を負担することができないのであれば、西福寺は名主になった時点から、もはや「魅力ある散田支配」など望むべくもなかったことになる。そして、作職改替も③の観点にたつ限り、公事とりわけ夫役を果たすために別の百姓に作職を預けることを意味するものになるのではないかと考えられる。

次に、松浦氏は散田支配によって増内徳分

収取がはかられたと主張されるが、(イ)―(c)はこの見解を否定する。すなわち「作職を改替すへきよし……知行全する事にて候」とは、裏を返せば、作職改替によらなければ知行を全うすることができなかったということである。松浦氏はいかなる根拠にもとづいてか、楽音寺を「是時名の作職とみなしてよい」と言われる。しかし、作職を預かったのは楽音寺の門前百姓であって、楽音寺ではない。是時名とは無関係の立場にある楽音寺の下地自専¹⁶⁾によって、西福寺は本来の知行権を行使することができなくなり、相論に及んだのである。その結果、作職改替という裁決が下ったが、科を被ったのが楽音寺ではなく、門前百姓であったことに在地より不満の声が上がる恐れがあったのである。(イ)―(d)は、是時名の他の作人たちが異議を申し立てても、容認してはならないという姿勢を示したものと理解される。したがって、この時の作職改替は内徳分の増取をもたらすものではなく、楽音寺の不法介入を阻止し、それまで支障を来していた知行権を回復させるためにとられた措置

であつたと言えよう。松浦氏は、西福寺が増内徳分収取をはかるために、作職改替と散田支配を主張するのは自明のことと考えておられるようであるが、重書による限り、作職改替によつて散田支配が行われ、それによつて増内徳分収取が実現したというような事實は確認されない。

以上、私の誤解も多々あろうが、散田支配説には文書内容を歪曲して解釈している箇所が少なからず見受けられる。またその論旨も一方において、公事とりわけ夫役を果たすためには作職を預けざるを得なかつたとしながら、他方では、その作職を否定して散田支配を行うことを理想とし、かつ現実に行つていたというものであり、きわめて不可解である。ではいかなる状況下では作職を預ける必要性が生じ、いかなる条件下では作職を否定し、「魅力ある散田支配」を行うことができただか論証すべきと考えるが、そのような記述は全く見当たらない。そこで、改めて作職とはなにか、作職を預けるとはどういうことなのか考察したい。

三 作職

阿部氏は、作職を名主職と同じく得分權とされる¹⁸⁾。これに対し、松浦氏は稲垣泰彦氏に代表される学説¹⁹⁾を支持され、①のように規定された。しかし、作職が作手に系譜を持つとの見解は具体的に証明されているわけではなく²⁰⁾。敦賀郡でも作手と作職とを直接結び付ける徴証は確認できない。また稲垣氏の学説の特徴は、作手・作職を中世における土地所有權と見ることにある²¹⁾。この点について、松浦氏はなんら言及されていないが、稲垣説を採用されている以上、当然、そのように考えておられるものと思う。そこで、敦賀郡において、作職を得分權あるいは土地所有權と規定できるのか検証したい。敦賀郡では、応永三年(一三九六)から元龜三年(一五七二)まで、作職に関する二三の事例を確認できる²²⁾(表I)、ここでは二点の史料(①・②)を取り上げよう。

(一)野坂庄榎河郷本御所田事

合巻所者

右田地者、沙弥淨善相伝知行之地也、然依有懸志、所令寄進西福寺也、爰於作職

者、任彼遺命、息女阿古女并道通仁宛行者也、曾以不可有他妨也、然者本所方之年貢、石弁備之外、余乘式石可沙汰、当寺此外曾不可有各別之課役之旨、堅定置畢、而若後代之住持背此格有違乱者、致訴訟於淨花院、可止彼濫吹也、仍為後証之狀如件、

應永三年二月三日 当寺開山沙門良

如(花押)

〔(裏書)先祖之跡成極樂院、既為塔頭上者、雖為後々、可為如開山上人之御格者也、

文安元年十月日 当寺住持淨鎮(花

押) 〃

(二)永代売渡申砂流郷之内田地之事

合巻段半者 在所(勘合)下、東浦若嶋郷之田也、

右件之田地者、雖為我先祖相伝之内得分之私領、依有要用、現錢六貫文二西福寺へ永代作職共二売渡申処実正也、但段錢八名主之方へ可有沙汰候、其外万雜公事不可有之候、万一為子孫親類冤角違乱之輩候者、訴公方へ可被行盗人之御沙汰候、其上父子名判をくわへ、支証明鏡之上へ、不可有他妨候、仍永代売券之狀如件、

表1 教賀郡における作職関係史料

| 年 月 日 | 事 項 | 典 拠 |
|----------------------|---|---------------|
| ① 応永 3年(1396) 2月 3日 | 良如、淨善の遺命により、本御所田の作職を阿古女・道通に宛行う。 | 「西福寺文書」22 |
| ② 応永 6年(1399) 4月 8日 | 良如、阿古女に門前4反田の年貢・作職を資縁のため、一期の間、知行することを約諾する。 | 「西福寺文書」27 |
| ③ 応永17年(1410) 2月 9日 | 杉津知足院、櫛川彦三郎入道道通を木崎郷重国名遣田免田8反の内4反の作職に補任する。 | 「西福寺文書」44・121 |
| ④ 文安元年(1444) 4月13日 | 教賀郡代甲斐久衛、築音寺に対し、門前百姓が是時名の作職であることによる同名の地下自専を理由なきものと咎める。 | 「西福寺文書」110 |
| ⑤ 文安 2年(1445) 4月11日 | 淨鎮、木崎郷重国名八反田免田の内4反の作職などを望む者がいたとしても出してはならない旨の置文を書く。 | 「西福寺文書」114 |
| ⑥ 7月11日 | これ以前、野坂庄内の地頭・地下人ら、作職は名主の計らいである旨、越前国守護代甲斐常治に答申する。 | 「西福寺文書」115 |
| ⑦ | この後、是時・久延両名の作職改替に関する覚書がつくられる。 | 「西福寺文書」116 |
| ⑧ 永正 2年(1505) 4月27日 | 木崎郷住人衛門、善徳禪門の靈供田として彦太郎持分の作 <small>標が</small> の内1反を西福寺に寄進する。 | 「西福寺文書」153 |
| ⑨ 永正 5年(1508) 10月18日 | 中村房信、是時・久延両名の内8反を万雑公事なく、作職とともに知行すべきとの教賀郡司朝倉教景の裁決を西福寺へ伝える。 | 「西福寺文書」161 |
| ⑩ 永正 7年(1510) 11月21日 | 砂流郷大郎兵衛、田地1反半を作職とともに6貫文で西福寺に売却する。 | 「西福寺文書」167 |
| ⑪ 12月 5日 | 木崎郷鹿松丸ら、同郷カサ平ミ6反田の内2反を慶芳に売却し、反銭・作職ともに進退すべきことを伝える。 | 「西福寺文書」6* |
| ⑫ 永正16年(1519) 11月 7日 | 教賀郡奉行、西福寺松月軒領を詔言により返付、その旨を「作職かた」へ申し付けるよう下代に命じる。 | 「西福寺文書」190 |

| | | | |
|---|--------------------|--|--------------|
| ⑲ | 永正18年(1521) 7月12日 | 朝倉教景、金山郷内関の衛門名田以外の預かり田畠について、西福寺に作職とともに進退すべきことを伝える。 | 「西福寺文書」196 |
| ⑳ | 天文 6年(1537) 10月 7日 | 前波吉長、祥受院と木崎郷道善との作職相論について、西福寺に別義なきことを伝える。 | 「西福寺文書」217 |
| ㉑ | 天文18年(1549) 5月10日 | 某(大中臣景親か)、江良浦刀祢に代官職名の下地作職を安堵する。 | 「刀根春次郎家文書」10 |
| ㉒ | 永禄元年(1558) 6月27日 | 下代小直・恒・府南宗珍・善妙寺々領目録の作成にあたって、作職が所持していた請取などに依拠したことを教賀郡奉行三段崎紀存・上田紀勝に伝える。 | 「善妙寺文書」13 |
| ㉓ | 永禄 2年(1559) 10月13日 | 代官親直、手浦「あせちかた」へ、同浦木場におけるあせち開田地の本役納入を命じるとともに作職進退を認める。 | 「秦実家文書」30 |
| ㉔ | 10月13日 | 代官親直、手浦「かへの下かた」へ、同浦堂田より南における四郎大夫開田地の本役納入を命じるとともに作職進退を認める。 | 「秦実家文書」31 |
| ㉕ | 永禄 6年(1563) 5月29日 | 青木景忠、善妙寺「作職中」に能善名反銭未進分について督促する。 | 「善妙寺文書」15 |
| ㉖ | 6月 3日 | 青木景忠、善妙寺「作職中」に能善名反銭不足分の納入を命じる。 | 「善妙寺文書」16 |
| ㉗ | 永禄 9年(1566) 10月15日 | 善妙寺、作人・百姓の貢租未進について、なお難渋の場合は作職を改替すべきことなどを定めた寺法度を再度作成する(原本は、弘治3年(1557)3月24日、焼失)。 | 「善妙寺文書」21 |
| ㉘ | 永禄11年(1568) 10月18日 | 教賀郡奉行、助生野郷の西福寺領の内、左々神子田6反・炬田3反について、先々のごとく寺納すべきことを「作職中」へ申し付けるよう下代に命じる。 | 「西福寺文書」227 |
| ㉙ | 元龜 3年(1572) 4月15日 | 永播、西福寺に入牌銭10貫文を寄進し、同寺領内高 <small>(高)</small> 田1反(斗代6斗・作職は西福寺門前の者)を充てるべきことを契約する。 | 「西福寺文書」232 |

※ この文書のみ『福井県史』資料編9中・近世七に所収。他は『福井県史』資料編8中・近世六に依拠。

永正七年庚午年霜月廿一日亮玉砂流郷住人 太郎兵衛

子息
太郎三郎
(花押)

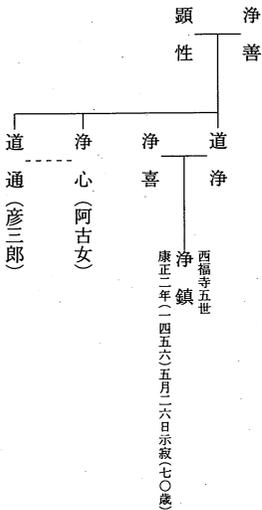
西福寺常住へ参

まず(一)において、作職を宛行われた阿古女・道通は作職所持者となるが、「本所方之

年貢石」と「余乗式石」の負担義務があることから、地主的存在である西福寺に本年貢と加地子得分の納入を請負った小作人と理解される。故に、ここでの作職は実質的土地所持(保有)にもとづく耕作権と規定できる。

浄善の遺命によって作職が宛行われたことは、生前、浄善が本御所田の作職進退権を持つて

図1 浄鎮一族関係図



寺下 是時名と散田

浄鎮は、阿古女の甥であったが、阿古女が伯母か道通か、阿古女が伯母か道通か、不明。また浄心と道通は、本御所田内の庵室に同居していたが、(同22・77)姉弟(兄妹)か、夫婦なのか不明。

一方、(兩)の太郎兵衛も「我先祖相伝之内得分之私領」を持った土地所有者であるが、ここでは「作職共ニ売渡申」という文言に注目したい。「作職共ニ」と記されていること自体、作職が土地所有者

いたことを示している。(二)の裏書や応永三二年(一四二五)一月二日付浄鎮置文などによれば、本御所田には阿古女(浄心)と道通が居住していた庵室があり、のちに塔頭極楽院となっている。おそらく浄善は、阿古女らに当該地を耕営させていたのであろう。したがって、本御所田の知行とは貢租納義務が付帯した耕作権とその進退権、およびそれにもなう一定の加地子得分収取権を内包するものであったと言える。浄善は、それらの権利を一職に所持した土地所有者であった。(三)は、かかる一職の土地所有権が加地子得分収取権と直接耕作権とに分離したことを伝えるものである。

表す「私領」や加地子得分である「内得分」とは全く性格を異にする実質的耕作権そのものであることを示唆している。太郎兵衛は自作農ではなかったかと思われるが、彼は浄善のように耕作権たる作職を留保することなく、一職の土地所有権をそのまま西福寺へ譲渡したのである。

このように敦賀郡では、作職が土地所有権を表したり、得分権化した作職が寄進や売買の対象となった事例は確認できない。では「預ける」あるいは「預かる」とはどういうことなのか、宝徳四年(一四五二)三月二七日付和久野村平内二郎名代職請状を示そう。

預申候中興院領和久野之村念仏田之内郷大夫跡之名代職之事、右之名代ハ三郎太郎不法ニより候て改易せられ、身ニうけ給候間、預申処実なり、但祖にて候ものも存知せず候、直ニ預申候上ハ、有限公方之御公事等并名主之地利等、おきてのことく沙汰可申候、若無沙汰申候ハ、何時にても候へ、めしかへされ、他人ニ仰付られ候へく候、其時更々一言の子細を申ましく候、仍為後証預状如件、

宝徳四_甲年三月廿七日和久野之住人 下之平内(略押)³³

「預ける」・「預かる」とは、あくまでも一時的な貸借であり、譲渡や取得を意味するものではない。平内二郎は名代職を預かる以前、道観跡の田畠・居屋敷などを売却しているが、その売券にも「御年貢御公事等、^(解意) けたいなく沙汰申へく候、其外違乱煩申候ハ、子々孫々公事代を御あつけ候へく候、若又違乱煩申、異儀を申事候ハ、何時にても候へ、公事代召はなち他人ニ御あつけ候へく候、其時更々一言の子細申ましく候」と記している。名代職や公事代を預かるということは、本役や加地子得分などの納入を請負うということであり、滞納や未進などの不法行為があれば、ただちに改易されたのである。⁽³⁵⁾ 請状・売券に見られるこのような不履行改易文言は、作職補任状でも確認できる。

「補任」
杉津知足院之御判

(花押)

宛行木崎郷重国内遣田免田下地

肆段 但別反内
半分定

柳川彦三郎入道道通

右以彼所令補任件作職也、道通一故之間^(題)者、不可有違篇之儀者也、但免田於料足式貫文者、毎年自当方出之者、如先々免田可立也、將又肆段御年貢^{八斗代分} 参石式斗、無毎年不法懈怠、可致其沙汰、若令不法難決者、彼作職不日可被召者也、仍宛状如件、

応永十七年二月九日⁽³⁶⁾

したがって、作職を預けるということは、「補任」・「宛行」・「仰付」あるいは「申付」と同様、一時的に百姓の土地保有を認め、耕作させ、貢租納入義務を果たさせることを意味したのである。そして、不履行の場合には作職を没収し、他の百姓に貸与したのである。これこそが作職改替であったと考える。このような事例は敦賀郡を始め、越前国各地で確認される。松浦氏は、百姓に作職を預けたり、名代に名を預けたりすることは名主にあって「魅力ある散田支配」を断念することだと言われるが、そのような具体的事例は寡聞にして知らない。また作職を預けた途端、それは相対的に安定した権利となり、地頭ですら改替は「如法なんき」であったという解

釈にも疑問が生じる。第一、重書(4)の「如法なんき二候へとも」という文言は、文脈上、明らかに「きしん状を遣候」にかかっている。したがって、作職改替は「どうみても困難」であったと解釈されている松浦氏の見解にしたがうと、作職を改替するためには地頭からの寄進状が必要不可欠なものとなる。しかし、西福寺が作職改替の度に山内氏に寄進状発給を要請したという事実はない。さらに、山内氏は柳河郷を「私領」⁽⁴⁰⁾とまで号して領有権を誇示し、同郷高野を「右彼所者為地頭一円進止之〇間」⁽⁴²⁾と称して高源(原)庵⁽⁴³⁾や楽音寺の知行権を安堵している地頭である。それ故に、山内氏は「柳河殿」⁽⁴⁴⁾などと呼ばれているが、このような在地小領主にとって、耕作権である作職を改替することがなぜ困難であったのか、私には理解しがたい。現に地頭が久延名において、「馬の大夫」から作職を取り放ち西福寺に付与していることは、重書(4)より明らかである。またこの一件と関連するのではないかと思われるが、かつて泰遍が高原庵に寄付(実質的には安堵)した久延名々主職を、その後、山内将経は西福寺に寄進している。⁽⁴⁸⁾

このような事実から推測すれば、「如法なき」とは作職改替のことを指しているのではなく、原名の成り立ちや耕営、さらには支配関係などに一筋縄ではいかぬ厄介な事情があると云ったのではないかと思われる。⁴⁹

ところで、是時名をめぐる相論で、甲斐常治が「於作職者為名主相計之」との裁決を下していることは、先にふれた通りである。⁵⁰しかし、作職進退権は、本来、土地所有者が持っていた。たとえば、前述の砂流郷太郎兵衛は田地一反半を作職とともに売却しているが、「名主之方」はこの作職移動のともなつた売買に直接関与していない。また木崎郷重国名主の名主と見られる杉津知足院は、同名内遣田免田八反の内四反の作職に道通を補任しているが、この八反は浄善が質流れに取得したものであり、浄鎮は「別相伝之上ハ、知足院坊主ノ補任無用にて候」と言い切っている。これらの事例は、たとえ名内の土地であっても名主以外に土地所有者がいた場合、名主といえどもその土地の作職を勝手に進退できなかつたことを物語っている。この理解が正しければ、是時名において作職を複数の百姓に預

けて土地を保有させることができたのは、山内氏さらには西福寺が是時名を構成しているすべての土地の所有者であつたからということになる。

以上、室町から戦国時代にかけて敦賀郡で見られる作職は、自作・小作を問わず、現実に土地を耕作する権利と規定すべきである。⁵³単に作職という名称の一致をもって、畿内周辺地域の事例に立脚した学説をそのまま敦賀郡に適用しようとすることは、時代差・地域差を無視した安易な方法と言わざるを得ない。次は、是時名に公事が賦課されていたか否かという問題に移りたい。

(てらした かずよし)